序 論

第1章 計画策定の趣旨

近年の社会経済環境の大きな変化や、今後更に進むと予想される総人口の減少、 急激な少子高齢化など状況が刻々と変化している中で、本市が持続的発展を遂げる ため、地域活性化につながる施策や個性あふれるまちづくりを推進することが急務 となっています。

また、現行の第三次総合計画が策定された平成 12 年(2000 年)に、いわゆる「地方分権一括法」が施行されて以降、地方分権に向けた流れは本格化し、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められています。

このため、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の原則に立ち返り、新たなまちづくりの指針として、将来のまちの姿やその実現に向けた施策や目標を定めるため、第四次宇部市総合計画(以下「第四次総合計画」といいます。)を策定したものです。

計画の性格と役割

第四次総合計画は、求める都市像とまちづくりの方針及び基本的施策を明らかにし、本市の進むべき方向を明確に示した、市民と共有するまちづくりの指針となるものです。

第四次総合計画は、市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に推進する基本であり、市政運営の基礎となるものです。

第2章 計画策定に当たって

第四次総合計画は、昨今の社会経済情勢の変化がめまぐるしく、先行き不透明な 状況であり、また、市財政の状況も厳しさが続く見込みであることから、「まちづ くりへの新たな取組」と「取組の選択と集中化」という視点を重視して策定しまし た。

また、策定後も第四次総合計画を市民と行政とが共有する「まちづくりの指針」 としていくため、協働による策定を重視し、策定段階から、市民意識調査やワークショップなど様々な形で、多くの市民の意見や提案に耳を傾けながら、取りまとめました。

なお、平成16年(2004年)3月、旧宇部市と旧楠町との合併時に策定された「新市建設計画(平成17年度(2005年度)~平成26年度(2014年度))との整合性についても配慮しました。

「協働」

地域社会を担う多様な主体が、共通の社会的な目的を達成するため、それぞれの役割を理解し、相互に補完し、連携し、及び協力することをいいます。(宇部市協働のまちづくり条例(平成 19 年条例第 11 号)第 2 条第 1 号から)

第3章 計画の構成

第四次総合計画は、基本構想及び実行計画により構成します。

基本構想

基本構想は、本市の求める都市像と目指すべき「まちづくりの目標」を示し、これを達成するための施策体系を明らかにするものです。

また、中期・長期的な視点に立ち、自立的・経営的な市政運営の指針及び実行計画策定の基準を示すものです。

実行計画

実行計画は、基本構想に示される「まちづくりの目標」に向けた主要施策と数値 目標を明らかにするものです。

基本構想の計画期間である12年間を4年ずつ前期、中期、後期に分けて、それぞれ実行計画を作成します。

第4章 計画期間

第四次総合計画の計画期間は、平成 22 年度(2010年度)から 12 年間とし、目標年次は、市制施行100周年を迎える、平成33年度(2021年度)とします。

なお、状況の変化が激しい時代にあることから、今後4年ごとに市民意識を基に 基本構想自体を再検証し、情勢の変化に適切に対応することとします。

計画期間と構成

